

ふじみ野市長期優良住宅認定基準

長期優良住宅建築等計画の認定には、以下の全ての項目で認定基準を満たすこと

認定基準項目	認定基準
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>長期使用構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 劣化対策 耐震性 可変性 維持管理・更新の容易性 バリアフリー性 省エネルギー性 </div> <div style="flex: 2; padding-left: 10px;"> <p>長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成21年国土交通省告示第209号)</p> </div> </div>	
維持保全計画	
資金計画	資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するために適切であること。
住戸面積	<p>(一戸あたりの床面積)</p> <p>戸建て住宅：75㎡以上</p> <p>共同住宅等：40㎡以上</p> <p>※ただし、少なくとも一の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く)</p>
<p>居住環境</p> <p>※地区計画等区域の詳細内容については、居住環境基準所管窓口の都市計画課へお問い合わせください。</p>	<p>地区計画区域内における取扱い 地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区整備計画に適合していること。(ただし、垣又はさくの構造の制限等を除く。)</p> <p>景観計画区域内における取扱い 景観計画の区域内において、申請建築物が届出対象となる場合、当該景観計画に適合していること。</p> <p>都市計画施設等区域内における取扱い 次の区域内は、認定できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第4項に規定する促進区域、同条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域、住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区 (現在、ふじみ野市内にこれらの該当区域はありません) ・都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域 (都市計画道路予定地等) ※敷地が都市計画道路予定地内であっても、建物が都市計画道路予定地内に無い場合については、申請可能です。 ・都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域 (区画整理予定の区域) ※大井・苗間土地区画整理事業区域内の東武東上線の東側地域に限る。
<p>自然災害による被害の発生防止又は軽減による配慮 (令和4年2月20日以降)</p>	<p>現在、ふじみ野市内において、災害配慮区域として定めている区域はありません。</p>